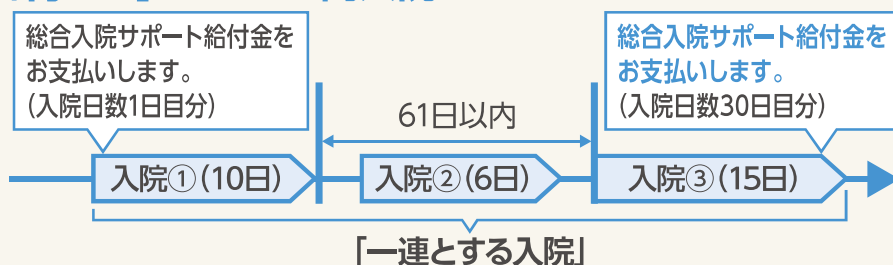


総合入院サポート給付金と がん入院サポート給付金のお支払い

総合 入院サポート 給付金の 場合

「胃がん」により10日間入院し、その入院の退院日からその日を含めて61日以内に「肺炎」により6日間、「胃がん」により15日間入院した場合の総合入院サポート給付金



※入院②は「一連とする入院」の入院日数が30日に達していないため、総合入院サポート給付金はお支払いできません。

がん 入院サポート 給付金の 場合

「胃がん」により10日間入院し、その入院の退院日からその日を含めて61日以内に「肺炎」により6日間、「胃がん」により15日間入院した場合のがん入院サポート給付金



※入院②は「がん」による入院ではないため、入院①+入院③の「一連とする入院」に含まれません。

解 説

- 総合入院サポート給付金は、最初の入院とその入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した入院は、入院の原因を問わず、それらをあわせて「一連とする入院」として取り扱います。
- がん入院サポート給付金は、「がん」を原因として開始した最初の入院とその入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した「がん」を原因として開始した入院をあわせて「一連とする入院」として取り扱います。



特約により「一連とする入院」として取り扱う入院が異なる場合

「総合医療サポート特約023」と「がん医療サポート特約023」にご加入の場合のお支払い例

